# 新型コロナウイルス症状自己判定フローチャート　ver.2

2020/7/1制定
社会福祉法人　信和会

＊もしも、体調がおかしいと思ったら、フローに症状を照らし合わせ、その後の行動をとってください。
同居及び同居に準ずるご家族が同様の症状になった場合も、このフローで対応して自身もこのフローに沿って対応してください。
＊発熱等の症状が発生した場合、2週間さかのぼった行動履歴をできるだけ記憶、記録しておいてください。
行動履歴については、個人情報の観点もありますが、誠実に、正確に報告するようにしてください。
（三密となる行動、県外移動、濃厚接触者との関連等）

**症状A**

○発熱（平熱の概ね1度高め）があり、かつ次のいずれかに該当する
・かぜ症状（咳、のど痛み、頭痛、倦怠感など）がある
・味覚異常、嗅覚異常を感じる
○呼吸困難、強い倦怠感、高熱などの強い症状のいずれかがある

No → 通常勤務
体温等体調記録

体調が良くても、ご自身やご家族が濃厚接触の疑いがある場合は、相談が必要です。施設長等上長に報告して、指示を仰いでください。

YES → 施設長等上長に連絡し、　自宅待機とする
それ以降は上長からの要請や指示に従う
状況については適時報告する

**新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安**

・*症状A*が出ている方
・*症状A*のうち発熱、せきなど比較的軽い風邪症状が続く場合
高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
妊婦の方も　早めに保健所へ連絡する
・お子様についてはかかりつけ小児科医や保健所に相談する

＊医療機関にかかる場合の注意点
・いくつもの医療機関を受診することは控える
・マスクの着用、手洗い、せきエチケットを守る

YES → 「新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談は
「帰国者・接触者相談窓口」
・中北保健所　TEL0551－23－3074
・甲府保健所　TEL055－237－8952
・峡東保健所　TEL0553－20－2752
・峡南保健所　TEL0556－22－8158
・富士・東部保健所　TEL0555－24－9035

新型コロナウイルス感染疑いなし
通常医療機関受診指示
→ 行きつけ・最寄りの医療施設へ、事前に電話し、症状を伝える
→ 受診し、医師の指示に従う
→ 自宅待機・療養
→ 【復帰】
インフルエンザの場合は、発症から最低5日間は自宅療養し発熱ないこと、その他の場合は、薬を使わずに熱が下がり、2日間経過後に、施設長等上長に報告し、復帰指示により復帰する

新型コロナウイルス感染疑いあり
→ 保健所の指示に従い、
指定された病院を受診する
→ PCR検査を受ける
陰性 → 発熱等なし → 自宅待機・療養
陽性 → 入院もしくは施設、自宅待機
→ 【復帰】
2週間の療養後、再検査を受け陰性が確認された後、担当医師の復帰OK判断を受ける。施設長等上長に報告し、復帰指示により復帰する

発熱等あり → 行きつけ・最寄りの医療施設へ、事前に電話し、症状を伝える

No → 【復帰】
薬を使わずに熱が下がってから経過2日後に　施設長等上長に報告し、復帰指示により復帰する

**新型コロナウイルス感染症**
**専用相談ダイアル**
山梨県民の「新型コロナウイルス感染症」への不安がおおきくなっていることから相談窓口が開設されています。
・ＴＥＬ　０５７０－０３６３６６
・開設　ＡＭ９：００～ＰＭ９：００
（土日、祝日も実施）